

[基調報告]

2011年8月10日

第42回全国臨時教職員問題学習交流集会 in あいち

【基調報告】

全国集会開催40周年

仲間とともに“教育に臨時はない”を求めて

この1年の教訓と制度改善の課題

臨時教職員制度の改善を求める全国連絡会

会長 山口 正

はじめに

主催団体を代表して、<第42回全国臨時教職員問題学習交流集会inあいち>に参加されたみなさんに歓迎のあいさつを送ります。また今集会開催のために、ご尽力いただいた愛知実行委員会のみなさんに感謝を申し上げます。3日間、お世話になります。

明日(11日)で東日本大震災から5ヶ月になります。被災地では復旧・復興の遅れや原発災害によって、いまま厳しい生活を被災住民に強いています。

今集会の目的のひとつに、「東日本大震災で被災された地域・住民の思いを受けとめ、私たちに何ができるかを考え合います。あわせて被災地域からの参加を集会全体で支え励まし合います」を掲げました。愛知実行委員会は6月、宮城を訪問、被災実態に触れるとともに、宮城集会所を準備したひとたちと再会しその思いを受けとめています。困難があるなか参加された被災地(宮城や福島など)のみなさんの姿は、集会全体への励ましであり、「仲間」の存在がいかに欠かせないかを示すものです。

昨年の宮城集会テーマソング「手をつなごう」が示した精神、「つらいときにはほら 仲間がいるよ/手をつなごう 仲間がいるよ」を引き継いで、今集会を運営したいと考えています。

【1】採用結果に揺れる臨時教職員 その実態は何を問いかけているのか

全国集会を開催する8月は、正規教員をめざす臨時教員(ここでは教員採用に限定して「臨時教員」と記す)にとって、気持ちが大きく揺れるときです。各地で教員採用選考試験(1次)の結果が発表されるからです。愛知県は明日11日に、名古屋市は中旬に、その結果が発表されます。

Aさんの事例

大学生のときに受け取った「不合格通知」が人生にとって初めての挫折だったAさんは、この4月から臨時教員として働いています。先日、Aさんが揺れる気持ちを寄せてくれました。

1次の発表まで気が気でなりません。来年も講師だったら主顧問やってほしいと言われてい... なんだか受からないでほしいと言われていたみたいですごく嫌です。部活もしっかりやりたいですが、やっぱり受かりたいです。

早く正規教員にないたいと、着任した初めての職場で戸惑いがありながらも、子どもたちに誠実に向き合い、可能なかぎり部活動も指導しながら採用試験を受験したAさんに、職場の理解は十分ではありません。矛盾を感じています。

Bさんの事例

今年1月に開催された全臨教・第21回近畿中部臨時教職員交流のつどい(大阪)の採用制度分科会で、私は愛知の教員採用学習交流講座のメーリングリストに発信された、臨時教員Bさんのメールを紹介しました。メールのなかには、職場の学年主任のアドバイスが記されていました。

そのアドバイスとは...

「君の今年が一番の仕事は、生徒と関わる事でも、教育とはなんたるかを知る事でも、教師についてあれこれと考える事でもない。ノ教採に合格することだ。ノよく教材研究などで夜遅くまで仕事をしている常勤の先生がいるが、そんな事は合格してから好きなだけやればいいんだ。ノ教材研究や生徒指導などは、“しなくてはいけない”が、“最低限”で良いんだ。ノ君には担任も副担任もさせていない。ノ大した仕事も与えてない。ノだから、何よりも教員採用試験の勉強をきなさい。...(中略)...とにかく勉強漬けにきなさい。ノ不合格で今年一年終わって、“でも色々勉強になった”なんて言ってるのみじめだぞ」

集会に参加されたみなさんは、この主任の言葉をどのように理解されるでしょうか。

臨時教職員の方は、このようなアドバイスされたら、どうされるでしょうか。

主任のアドバイスを、Bさんはつぎのように解釈(理解)していました。

本当にありがたい言葉を頂きました。

今まで余計な情報を得すぎて、常勤生活で何をの得れるんだらうかとか、教師とは、教育とは、など余計な事を考えていることに気づかされました。

「正規教員になる」とは、「採用試験を合格」すること。

「採用試験を合格する」とは、「試験の課題を高得点でクリアする」だけのことでした。

先に記したように、これは採用講座のメーリングリストに発信されたメール内容でした。看過できない内容でしたので、私は講座助言者としてメーリングリストで問いかけてみました。

(講座助言者より)... まずは、Bさんが自らの体験をもとに、これから採用試験を受験される方へアドバイスを送ってくれたことに感謝します。その内容は実体験によるものでしたので、メールには書かれていない思いが多々あるのだらうと想像しました。

それでも、Bさんのメールを読み、ひとつ気になることがありました。それは、職場の主任がBさんに助言された内容です。主任の先生は臨時教員の置かれている状況を理解したうえで、あえて助言されたのでしょう。その善意は理解できます。ただひとつ、つぎの助言はどうしても、そのままでは受け取ることができませんでした。

その助言とは最後の部分にあった内容です。

「不合格で今年一年終わって、“でも色々勉強になった”なんて言ってるのみじめだぞ」「みじめだ」と判断するのは誰でしょうか。

不合格通知を手にした臨時教員受験者たちの心情はいたいほどわかります。

しかし、その方々は「みじめ」だと、第三者が言うことができるのでしょうか。

そうした臨時教員たちが「みじめ」だとは、私にはどうしても思えないのです。

子どもは正規と非正規を区別して、その教師を「先生」と判断するものではありません。

その教師の生の姿をとおして、「ほんとうの先生」であるかどうかを判断するのは。

子どもたちから認められた臨時教員を、子どもたちはけっして「みじめな先生」とは思いません。

臨時教員生活は否定しなくてはならない、人生の歩みではないのです。

すてきな教師をめざす教員採用交流講座の魅力は、「すてきな教師をめざす」者どうしの交流・支え合いをとおして、そのあり方をもとに考えていくことにあります。今回のBさんのメールも「ともに」考えるひとつとして、私は捉えたいと思っています。

追記 自己努力が足りないという論理は、教師の教育観にも連動していきます。.....

2人の臨時教員からのメール発信から、教員採用選考試験をめぐる心の揺れについて紹介しました。ここで問いたいのは、個々の意識の問題ではありません。臨時教員たちや正規教職員たちにそのような意識(差別的意識・反教育的意識・競争的意識)を生じさせてしまう、臨時教職員制度の根本的問題は何なのかということです。

【 2 】採用結果にみる、経験ある臨時教職員への差別的実態

採用結果は、経験を積み重ねてきた臨時教職員にとって、さらに臨時教職員制度の矛盾・問題が明らかになるときです。

8月8日、三重県でも豊かな教職経験をもつ臨時教員に不当通知が届きました。Nさん（臨時教員歴16年）もそのひとりです。市民団体（考える会）を代表して、公然と県教育委員会に臨時教職員制度の改善を訴え、その改善を徐々に築いてきた方です。

Nさん本人から今回の通知に対する「思い」を寄せてもらいました。そこには、採用試験の評価をとおして見えてくる、臨時教員経験者に対する行政の不当な扱いが記されていました。

今朝、三重県の一次試験の合格発表がありました。自分の番号はありませんでした。とても残念です。と同時に、やはりそうかという感じです。筆記試験の自己採点の結果は最近になく悪く、集団討論でもいまひとつ討論に乗り切れなかったなのでこの結果も少し覚悟していました。

昨年は2次に進みながら精神的に落ち込みが激しく、（今年は）受けられる状態ではありませんでした。面接では今までに見たこともない最低評価の点数であったことが響き不合格でした。それ以来、自分の心の中に不安や矛盾を1年間引きずったまま今回の試験に臨んでしまいました。

今年初め、昨年の2次試験の成績を開示請求しました。その中で自分なりに理解したことは「試験当日に結果を出さなければ過去の経験や実績は関係ない」ということです。

三重県では5年前より講師経験者にたいする特別選考をしています。

現場での経験を重視しようという選考のはずですが、実際は一般選考受験者と合格率はほとんど変わりません。筆頭試験の一部が免除されるのみで、試験内容もその評価基準も一般選考となんら変わりません。実際多くの特別選考対象者が不当通知を受けています。

本当に重視しているのは講師の経験ではなく、講師としての経験をいかにうまく面接官にアピールすることができるか、面接官がそれをどう受け止めるか。

それが表現できなかつたり、面接官と噛み合わなかつたりすれば合格できないなということを感じました。

最近の県教委交渉では人物重視、面接重視から点数重視、成績重視の方向に揺り戻しがあるように思います。

「講師経験のある人が実力があるのは分かっている。でも試験で点を取ってもらわないとダメ。成績を上げてもらわないと県民に説明できない」

これは大分県での事件以降、危惧されていたことが現実のものとなりました。

地方公務員法第15条の「... 受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」ということについては、県の担当者はその条文すら知りませんでした。はじめから「勤務成績その他の能力」については頭にはないのです。

過去10回の1次試験合格と今回の1次不合格の違いは筆記試験と集団討論の成績が低かったことに尽きます。まさに「点数が取れなかった」「当日結果が出せなかった」のです。それ以外の人物証明者や履歴書など過去の経験は重ねられることはあっても減ることはありません。

実績や経験は考慮していないという三重県の姿勢があらためて証明されました。看板だけの特別選考、点数を並べるだけの競争試験は早急に改善しなければなりません。

これまで私に関わっていただいたすべてのみなさんに感謝いたします。ありがとうございました。まだこのままでは終わりません。これからもよろしく願いいたします。

Nさんの「思い」には、昨年の2次結果（経験がもっとも評価されるはずの面接結果）がそれ以後の彼を苦しめている事実が記されています。面接における異常な評価の低さは、かつて兼松ゆかりさん（愛知・所見欄情報を開示させた開示請求人）が経験したこととまったく同じです。恣意的選考（評価）がされているのではないかと疑わせるものです。

Nさんのような経験ある臨時教職員が、欠かせない存在として学校教育を支えています。しかし、その身分は未権利状態、見通しのない生活を強いられています。ときにその生命（いのち）さえ奪われています。

全国連絡会は2007年7月、見解「公正で開かれた教員採用選考制度の確立のために/大分県の教員人事汚職事件が問いかけていること」を全国集会開催地（大阪）で発表し、公正で開かれた採用選考制度のための改善を県市教育委員会に要望しました。

要望 教員採用選考に関する行政内情報を県民・市民に積極的に公開すること

要望 教員採用選考結果に関する詳細な個人情報を受験者本人が希望すれば開示できる制度を整備すること

要望 教員養成機関（大学）や有識者と連携・協力して、教員採用選考事業のあり方を検討する「選考検討委員会」（仮称）を県民・市民に開かれたかたちで開催し、事業の透明性・公正さを高めること

その後、採用選考情報の公開・開示はかなり前進・拡大しました。しかし、公正な選考を実現するための適正な選考基準の確立や選考委員の力量問題はいまだ解消されないままです。

【 3 】“ 教育に臨時はない ” と立ち上がった、この1年の教訓から

1969年に高知県で始まった臨時教職員制度の改善運動は、翌70年に全国「臨時教員制度を告発する」青年教師の会の誕生として発展、71年1月に第1回全国臨時教員学習交流集会を開催しています。教育における非正規問題を告発し、その改善に組織的に取り組むようになって今年で42年、全国集会を開催して今回でちょうど40周年になります。

このあゆみのなかで全国連絡会は、1) 臨時教職員制度が子どもたちの学習権・発達権を侵害し、2) 教育に携わる教職員の労働権・生存権を侵害する、二重の人権侵害という本質をもっている社会的問題としてその実態を告発してきました。また、それらの人権侵害を許さない闘いを“教育に臨時はない”という言葉にこめて追求してきました。

この1年、全国各地で制度改善の闘い・取り組み・立ち上がりが展開されました。今年1月、2月に開催された三つのブロック集会の成功はそのひとつでした。ブロック集会を初めて開催した神奈川県での取り組みは、臨時教職員制度の問題・矛盾を語っていけば、その理解が広まることを教訓的に示すものでした。

滋賀県では、初めて臨時教員受験者3人が自らの採用選考結果情報の開示請求に立ち上がり、密室にあった選考実態に風穴を開け、不公正な事実が明らかになっています。県教育委員会の非開示処分に対する異議申立によって出された滋賀県個人情報保護審議会答申（3月）では、教育委員会の主な非開示理由が否認され、開示に向けた取り組みを行政に求めています。同時期に出された県情報公開審査会答申（2月）も、採用選考情報（とくに密室にあった選考基準）の公開をほぼ認めた画期的な判断をしています。

こうした取り組みが他府県を励ましています。大阪府でも臨時教員受験者が開示請求に立ち上がり、非開示処分情報を開示させています（4月）。その背景には、この分野の開示をめぐる審査会答申の到達が影響しています。

さらにこの1年、私学の裁判闘争をとおして、大きな成果と教訓が生まれています。

私学での臨時教員の解雇処分（青森・東奥学園解雇事件と新潟・加茂暁星高校解雇事件）撤回の闘いは、これまでにない司法判断を引き出し、臨時教職員制度の改善に展望をひらくものでした。注目すべき判断の要点は、有期雇用であっても、職務の実態から整理解雇の法理を適用し、ともに経営者による解雇処分を解雇権の乱用と認定したことでした。また、判決・決定では毎年契約が更新される臨時教員の勤務実態が「専任教員と同等の業務をこなしてきた」と評価し、その身分の是正に踏み込んだ司法判断をしたことでした。

解雇処分を受けた原告たちは、宮城集会に参加して、裁判への支援を訴えた方々でした。原告のひとり、4年間の裁判闘争を振り返って、「法律論に弱い立場の私たちが勇気を振り絞って裁判闘争に踏み切り、非正規雇用者の復職を求める裁判闘争は難しいと言われてもくじけず、その意義を信じ、いろいろな人々の助けを得て闘い続けてきて本当によかった」と、地裁判決後に語っています。また、最高裁決定で解雇処分を撤回させた原告は、今年2月に職場復帰を果たすとともに、4月からの専任（正規採用）を実現しています。

黙っていても、教師としての身分も、子どもの教育も守ることができないと立ち上がった臨時教職員たちです。

上記の闘い・取り組みに通底する教訓は、これまで繰り返し確認してきたものです。

第一の教訓は、“教育に臨時はない”の告発と闘いの原点が臨時教職員の実態（切実な声）から出発したという点です。臨時教職員当事者の願いを抜きに改善はないということです。

また第二の教訓は、その実態をまわりが共感的に受けとめるなかで、問題の深刻さが徐々に（共通した問題として）理解されてきたという点です。実態から見えてくる臨時教職員の制度的問題に関する理解がどうしても必要であることも分かってきました。

そして第三の教訓は、臨時教職員問題の解決や制度改善をすすめている地域では、臨時教職員問題を個別力量問題に解消せず、当事者を集団的に支える活動と、当事者（集団）の立ち上がりをつくり出す活動を重視してきたことでした。働く者のどうしの結びつき＝団結をつくり出し、その力を社会的横暴を是正する力に転化させる取り組みの重要性です。

【4】問われる、臨時教職員制度改善の課題

全国各地で報道されているように、学校職場においても非正規の教職員（臨時教職員）はこの10年余り、著しい増加傾向を見られるようになりました。文部科学省の『学校基本調査』をもとに職名「講師」数を累計すれば、2010年度の国公立で働く小・中・高校・特別支援諸学校の教員の約15%（17万人近く）が臨時の先生（臨時教員）という実態です。とりわけ顕著な増加が見られるのは、小中義務制の非常勤講師の配置です。

これまで文科省は、臨時教職員の実態を調査・公表することにきわめて消極的でした。しかし最近では、教職員配置の見直しの必要から、省内に設定された「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」でも臨時教員数の実態を公表されるようになりました（今年6月開催の検討会議資料）。それによれば、2010年5月1日の公立小中学校の非正規教員は10.9万人、その割合は15.6%と、2005年に比して2.5万人の増加と報じています。

この数年、基調報告などで指摘しているように、増加の背景にはあきらかに教職員配置にみる政府・文科省の政策転換が存在しています（その象徴的転換が義務教育費国庫負担制度の変更：総額裁量制の導入と国庫負担の切り下げ）。言い換えれば、臨時教職員の増加は、教職員配置基準の切り下げ・弾力化とともに、教育予算削減（その主要内容が教職員給与）と連動して進行してきたという事実です。

今年4月、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、実

に30年ぶりに学級編成基準（40人）が小学校1年生で改善（35人学級）されました。そのこと自体は評価すべきことですが、今回の改正によって、学級編制基準の曖昧化（さらなる弾力的運用）に対する危惧も出ています（教職員配置における市町村格差の助長や教育の機会均等原則を保障する国の責任転嫁など）。そうなれば、非正規の教職員配置がさらに進行することが予想されま

す。

こうした状況のなかで、臨時教職員制度の改善をすすめるうえで何が課題になっているのか、あらためてその課題を整理したいと思います（この間の検討課題です）。

課題1：そもそも臨時教職員制度は何が問題なのか という共通理解の困難さの存在
それを克服する課題 = 本質理解と合意づくりの課題

- A 臨時教職員問題を個人的問題に解消する見方 内（本人）と外に存在
- B 臨時教職員制度の何を問いかけているのか

【臨時教職員制度の本質】

臨時教職員制度は、子どもたちの学習権・発達権を侵害し、教育に携わる教職員の労働権・生存権を侵害する、二重の人権侵害という本質をもっている。

【国民的合意づくり】

臨時教職員制度の改善は、実は教職員や広く国民に、新しい学校教育を創造し、それを担う人的構成（教育専門職とその他の専門的スタッフ）をどう構想するかという問いを投げかけている（課題である）。

備考：文科省の臨時教職員の捉え方

「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」の議論

課題2：臨時教職員（非正規職）の拡大がいちだんと進むなかで、臨時教職員任用の法的位置づけと職務にふさわしい待遇を明示・要求する課題

その必要性（職務）が同一なのに、各州市の任用実態に格差
任用権者（教育委員会、経営）の都合によって、臨時教職員の乱用が常態化
青森や新潟の私学解雇撤回裁判で実現した司法判断の活用（私学を超えて）
臨時教職員制度の改善運動において要求の一致が作りにくい（団結の障害）
臨時教職員の意図的政策・経営の施策に共通して対抗できない

課題3：大分県の事件を発端にして、不正な教員採用選考行政がこれまでになく問われる状況にあるなかで、公正な選考とは何なのか、「あるべき教員採用選考のあり方」（その条件整備の内容）を明確にする課題

選考とは何か、選考基準とは何かという選考をめぐる理念整理
教育委員会が求める「教師像」の検討（父母住民が求める教師像の検討）
受験年齢制限の緩和・廃止と特別選考制度の評価・あるべき方向の検討
とりわけ、臨時教職員経験者の特別選考制度の抜本的改善
広範な開示請求活動の追求
戦後教員養成理念の形骸化する動向（養成塾）批判と、養成機関との連携

課題4：問題を個人的力量に解消せず、臨時教職員の切実な要求と力量を尊重、引き出す、

教職員組合と市民運動（世論化）の課題
任用・採用問題を個人的な問題に解消しない取り組み（意見交流と合意）
問題への理解・解決に欠かせない、臨時教職員の立ち上がり（当事者性）と世論化への取り組み

課題 5：「非正規問題」が社会的課題になるなかで、行政・経営の非正規問題に対する姿勢を鋭く追及するとともに、非正規（労働）・貧困（生活）に関する幅広い理解・連帯・共同の運動づくりの課題
臨時教職員の任用・採用に関する行政・経営の姿勢を告発
組合所属・未組織を超えた幅広い情宣、働きかけの工夫
未組織地域への働きかけ

【 5 】臨時教職員制度の改善 その歩みと愛知の教訓

（ 1 ）概観 “教育に臨時はない”の闘いの歩み

- [第 1 期] 運動の開始（ 1969 年）から 1970 年代の運動
 - * 全国の仲間の交流とその広がり
- [第 2 期] 1980 年代
 - * 臨時教職員自身の立ち上がりとサークル活動の前進
 - * 待遇改善（社会保険・雇用保険実現）
- [第 3 期] 1990 年代
 - * 採用制度改善の新たな活動と臨時教職員の組織化
 - * 「当事者」を支える運動の提起
- [第 4 期] 2000 年以後
 - * 臨時教職員の急増・格差拡大による非正規問題（認識）の広がり
 - * 未組織臨時教職員への組織化・改善の取り組み（新たなサークル活動の展開と教職員組合の対応・対策）
 - * 教員採用制度の公開拡大と公正な運用を求める活動
 - * 非常勤問題・長期臨時教職員の正規採用化の検討
 - * 世論化のための市民組織の発足と前進

【別紙資料】 全国臨時教職員問題学習交流会（全国集会）開催の歩み
…… 集会冊子14・15頁に掲載

（ 2 ）概観 愛知の臨時教職員運動の32年の歩み

- 【1979年】 臨時教員問題学習交流会に初参加（臨時教員20代）
全国の臨時教員との出会いのなかで、問題の本質と運動の存在を知る
- 【1980年】 県内で初めての臨時教員パンフ発行「愛知の臨時教員のさけび」（20・30代）
要求（さけび）のひとつとして、公正な、経験尊重の採用制度を求める
- 【1981年】 臨時教員サークル未来の結成（20・30代）
愛知講師の会の結成（同）
- 【1984年】 市民団体・臨時教員問題の改善を求める会結成
全国集会を愛知・犬山で開催（180人参加）

[基調報告]

- 【1985年】 臨時教員に社会保険・雇用保険の全面適用を求める資格確認請求（3人20代）
全面適用を求める初めての署名運動を展開
これ以後、県市教育委員会との話し合いの実現
名古屋市採用・受験年齢引き上げ [36 39歳へ]
- 【1986年】 同上 保険の全面適用実現
それにとまなう3つの制度改善 [職名教諭・給与昇給・空白日の改善へ]
私学では非常勤講師に私学共済加入の運動広がる（非常勤講師の要求）
- 【1989年】 県立学校臨時教職員の会結成
公正な教員採用制度の実現を求める運動 [コネ採用名簿報道]
これ以後、採用制度改善に向けて継続的な取り組み始まる

- 【1990年】 初任研非常勤講師パンフ「教育のパート化は許せない」発行
「最終受験問題」の議論と世論化 市教委への要請
- 【1991年】 臨時教員の産休実現の闘い（20代兼松）
愛知県採用・受験年齢引き上げ [常勤3年経験者 39歳 59歳]
NHK TV 「身分なき教師たち」報道
- 【1993年】 名古屋市・愛知県に教員採用情報の公開請求実施（30代）
名古屋市審査会答申で市の採用選考基準の公開（全国初）
あわせて、問題公開と結果開示の態勢整備を要望
これ以後、全国的に採用情報の公開請求運動が広がる
採用情報の公開にとまなう、公正な選考と経験ある臨時教員受験者の適正な評価を求める運動を追求
- 【1999年】 全国集会を愛知・三谷で開催（380人参加）
文部省・教育職員養成審議会答申で採用試験問題公開・教員経験の尊重を答申

- 【2000年】 全国で採用選考問題の公開広がる
- 【2001・2年】 名古屋市の臨時教員（最終受験の板倉）が選考結果（自己情報）の開示請求に立ち上がる 市審査会答申が自己情報保護の不備を指摘、改善を要望それを支えた署名運動
- 【2003年】 愛知県に対して採用選考情報の開示請求（兼松） その非開示処分の異議申立に対して、愛知県審査会が採用結果「所見欄」の開示答申・全国初 これ以後、愛知県の採用結果情報の開示拡大を実現
この闘いのなかで兼松に合格通知（公開・開示請求活動の意義を再確認）
- 【2004年】 愛知県教員採用選考会議で「臨時教員受験者の経験尊重」検討
- 【2005年】 愛知県で臨時教員受験者の特別選考制度実施
- 【2007年】 愛知県採用・健康審査判定に対する異議申立（受験者・大学生）
それ以後、健康審査判定基準の緩和へ 2010年検査の2次除外へ
- 【2008年】 大分県で教員人事汚職事件が発覚
全国的に教員採用の透明さ・公正さが問われる（文科省全国調査実施）
- 【2010年】 愛知県採用・受験年齢制限撤廃 健康検査の2次対象除外
この数年の教員採用講座への参加者急増

- 【2011年】 全国集会を愛知・三谷で開催準備
7団体による開催実行委員会 最高の集会参加をめざす

(3) 愛知県の臨時教員受験者特別選考制度導入 (2005年) の背景

行政調査で明らかになったこと = 県教育委員会の導入根拠と実施の評価

一定期間、愛知県では多数の退職教員が続くなかで、それらの教員が担ってきた教育をどのように補うかは教員人事行政の重大な課題になっていた。 課題認識

その教育を教職経験のない新任教員ですべて担うことは不可能であり、教職経験のある臨時教員の正規採用によって、その教育力を学校職場でこれまで以上に活用することができる。 改善方向

特別選考制度導入以前の議論として、校長会から県教育委員会に対して、学校現場で優秀な臨時教員が採用試験で合格しない現実が指摘され、その改善 (採用試験における特別な配慮) が要望されてきた。その要望を根拠の柱にして、特別選考制度の導入を検討・決定した (05年度実施試験から導入)。 改善の根拠

その後、この制度実施は学校職場で高く評価されている。とりわけ、臨時教員受験者にとって、制度導入は経験が正当に評価されるという点 (経験尊重) で大きな励みになるとともに、試験準備の負担が軽減されるという点 (職務専念) で歓迎されている。愛知県の制度導入は、学校長推薦書が出された資格対象者全員を一次全面免除している点でも (一定の教職経験があれば、受験上、差別しない)、全国的に稀な先駆的な事例である。

近年：愛知県への志願者数の増加 2011年度実施試験・志願者数 1万超
他県 (特に周辺県) からの臨時教員受験者の増加
..... 年齢制限の撤廃と経験尊重の選考を反映して

(4) 愛知の採用制度改善 その教訓は何なのか

- 教訓 1 1990年代はじめから、教員採用選考情報の公開・開示を継続的に求め、密室状態にあった選考実態を徐々に明らかにしてきたこと
- 教訓 2 臨時教員当事者の立ち上がりを集団的に追求し (闘いにおける当事者の立ち上がり と支え合い)、不公正な選考を行政に正してきたこと
- 教訓 3 採用選考制度の改善をいち就職問題に解消せず、父母の理解と立ち上がりをとおし て、県民の願いに応える教員採用選考を求めてきたこと
- 教訓 4 制度改善をすすめるうえで、市民組織の愛知・臨時教員制度の改善を求める会の日常活動 (事務局) を重視し、諸集会開催、行政交渉、世論化など、多様な活動を展開してきたこと
- 教訓 5 自覚的に制度改善に関する理論的検討を提起し、集団的に今後のあり方を検討してきたこと (理論・学習がなければ確かな展望はない)

課題採用制度の前身の一方で、臨時教職員の任用に関する制度確立の遅れは顕著

【 6 】最後に 愛知集会の目的

最後に、今集会の目的を確認したいと思います。この集会で重視し検討したい課題です。

集会運営の基本 臨時教職員を励まし、その思いが最大限尊重される運営に心がける

東日本大震災で被災された地域・住民の思いを受けとめ、私たちに何ができるかを考え合います。あわせて被災地域からの参加を集会全体で支え励まし合います。

臨時教職員のおかれている実態に向き合い、臨時教職員の悩み・生き方・闘いのすがたをとおして、臨時教職員制度の本質を学び合います。

ますます、乱用・拡大される臨時教職員政策・経営の問題を告発するとともに、教職員としての正当な身分保障・労働条件の確立に向けた、全国各地の闘いの教訓を学び合います。そのなかで、臨時教職員制度の解消の方向を検討します。

愛知の長期にわたる制度改善運動と全国各地の取り組みの教訓から、受験者・父母・住民に開かれた公正な教員採用選考のあり方を検討します。

臨時教職員制度の解消、教員採用制度改善に欠かせない、広範な臨時教職員の立ち上がり仲間づくり、教職員組合のあり方を深めます。

過去最高の参加者数をめざす開催運動をとおして、“教育に臨時はない”の世論を広げます。

こんにちの情勢と運動の到達・課題に見合った全国連絡会のあり方を検討し、新たな運動方針を確立します。(会則改定)

今集会も、参加者の自主的で多様な交流をとおして、新たな<出会い>と<学び合い>をつくり出したいものです。

みなさんのちからで、集会を成功させましょう。よろしくお願いします。

全臨教会長 山口 正(大学教員)

E-mail:tadasi@msh.biglobe.ne.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~tadasi/>

全臨教(全国連絡会)HP

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~tadasi/zenrinkyou1.html>

各地の情報をお寄せください。

可能ならHPにアップします。